

益田市病児保育事業業務委託公募要領

1 目的

病児保育事業（以下「事業」という。）は、病気の回復期に至らない児童及び病気の回復期にある児童に対し一時的な保育サービスを提供することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

本要領は、本事業の業務を委託するに当たり、事業を行う事業者の募集に関して必要な事項を定める。

なお、事業者の選定にあたっては、価格のみによる競争では本事業の目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を評価するため、公募型企画提案方式を採用する。

2 業務委託の概要

- (1) 業 務 名：益田市病児保育事業運営業務委託
- (2) 業 務 内 容：「益田市病児保育事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりのとおり
- (3) 委 託 期 間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
- (4) 募 集 数：1か所（1事業者）
- (5) 提案上限額：16,457,000円（消費税及び地方消費税を含む。）／年限度額
上記金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時予定価格を示すものではないことに留意すること。当該上限額は、開設準備経費を含む本業務にかかる必要経費の全てを含むものとする。

3 参加資格

病児保育事業や保育所等の児童福祉事業の運営経験を有し、かつ運営に熱意のある社会福祉法人、学校法人、株式会社等法人格を有する事業者（以下「事業者」という。）で、次の各項目の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和7年4月1日時点において病児保育事業、保育所、認定こども園を運営している実績があり、かつ現在も継続して運営している団体であって、宗教法人や政治活動を主たる目的とする法人又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人でないこと。
- (2) 業務の実施にあたり、病児予約システムを導入し、使用することが可能な事業者であること。
- (3) 島根県内に営業所又は事業所を設けていること。又は島根県内に営業所等の拠点を令和8年2月1日までに設置し、緊急時において迅速な対応が可能なこと。
- (4) 参加表明の日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていないこと。
- (5) 参加表明の日において、賦課されている全ての税（国税、地方税等）を滞納していないこと。

- (6) 参加表明の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている場合を除く）。
- (7) 経営状態に問題があると判断される法人（銀行取引停止処分、差押、破産等が適用される状態にある法人）でないこと。
- (8) 代表者、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと関係を有するものでないこと。

4 申請の手続

(1) 選定スケジュール

令和7年11月10日(月)	募集開始
12月1日(月)	質問書の受付開始（12月8日締切）
12月11日(木)	質問書の回答
12月19日(金)	参加表明書提出締切
12月25日(木)	参加資格認定の通知
令和8年1月9日(金)	企画提案書提出締切
1月19日(月)	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
1月26日(月)	委託事業者の決定（予定）
2月から3月	引継ぎ期間
4月1日(水)	運営開始

(2) 提出書類：「益田市病児保育事業業務委託様式類」のとおりに

(3) 公募要領等の掲載期間及び掲載場所

①掲載期間：令和7年11月10日(月)～12月18日(木)まで

②掲載場所：市公式ウェブサイト（ダウンロードすること）

(4) 質問書の受付及び回答

質問がある場合には、「様式4号」を用いて電子メールで提出するものとする。メール送信時には、件名に「【益田市病児保育質問書】」の文言を付すものとし、送信時には必ず電話（市子ども福祉課 ☎0856-31-1380）で受信の確認を行うこと。

①受付期間：令和7年12月1日(月)～12月8日(月)まで

②提出先：益田市福祉環境部子ども福祉課

メールアドレス：kosodate@city.masuda.lg.jp

③回答方法

- ・令和7年12月11日(木)までに市公式ウェブサイトには回答を掲載する。
- ・簡易な事項（公募要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度、個別に回答することがある。
- ・本公募に関係のない質問や質問者の提案しようとする内容についての是非を問うものについては回答を行わない。

(5) 参加表明書の提出

本公募に基づく企画提案書等の提出を希望する事業者は、次のとおり参加表明書等

を提出すること。

①提出方法：持参又は郵送とする

②提出期限：令和7年12月19日（金）16時00分まで

- ・持参の場合の受付時間等は、8時30分～17時00分まで（土・日曜日・祝日を除く）とする。

- ・郵送の場合は、提出期限・時間内に必着とする。（郵送で事故があった場合の責任は負いません。）

③提出先：益田市子ども福祉課（駅前EAGAビル1階）

- ・郵送の場合は、〒698-0024 益田市駅前町17番1号 益田市子ども福祉課宛てとし、「益田市病児保育事業 参加表明書」と封筒表面に明記すること。

④提出書類：「益田市病児保育事業業務委託様式類」のとおり

⑤参加資格認定の有無の通知【1次審査】

- ・市子ども福祉課（選定委員会事務局）において、参加資格要件の審査を行う。

- ・参加資格認定の有無の通知は、令和7年12月25日（木）までに郵送する。

(6) 企画提案書等の提出

参加資格の認定通知を受けた事業者は、企画提案書等を提出することができる。

①提出方法：持参又は郵送とする

②提出期限：令和8年1月9日（金）16時00分まで

- ・持参の場合の受付時間等は、8時30分～17時00分まで（土・日曜日・祝日を除く）とする。

- ・郵送の場合は、提出期限・時間内に必着とする。（郵送で事故があった場合の責任は負いません。）

③提出先：益田市子ども福祉課（駅前EAGAビル1階）

- ・郵送の場合は、〒698-0024 益田市駅前町17番1号 益田市子ども福祉課宛てとし、「益田市病児保育事業 企画提案書等」と封筒表面に明記すること。

④提出書類：「益田市病児保育事業業務委託様式類」のとおり

⑤留意事項

- ・仕様書を確認のうえ、別表「選定基準」に留意し、実施に当たっての考え方や手法等を提案すること。

- ・記号や略称等を使用する場合は、該当頁等に記号や略称等の説明を記述すること。（選定委員が誤認等をして選定の結果に影響を及ぼす恐れがあるため。）

5 審査及び選定に関する事項

(1) 選定委員会による審査と受託候補者の選定【2次審査】

選定委員会において、提出書類の審査に加え、応募事業者による企画提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリングを実施して審査を行い、得点の最も高い提案評価第1位を「受託候補者」とする。

①留意事項

- ・得点が最も高い者が複数いる場合は、選定委員会の協議により受託候補者を決定する。

- ・応募事業者が1者であっても、審査における評価点が満点の6割以上であった場合は、当該事業者を選定する。
- ・選定審査は非公開とする。

(2) 企画提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリングの実施方法

①実施方法

- 1者あたりの制限時間は、プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内の計30分とする。
- ・1者あたり3名までの出席とする。
 - ・説明に使用する備品（パソコン等）は応募事業者が持参すること。ただし、大型モニターは本市が準備する。

(3) 審査日時及び会場

審査の日時や場所等は次のとおりとするが、応募事業者へは事前に通知する。

①審査日時：令和8年1月19日（月）9時00分から12時00分まで

②審査場所：駅前ビルEAGA3階大ホール（益田市駅前町17番1号）

(4) 選定結果等の通知及び公表

受託候補者を決定後、応募事業者全員に郵送にて通知を行い、併せて本市の公式ウェブサイトに掲載するものとする。（令和8年1月26日（月）予定）

6 業務委託契約

(1) 契約内容

契約しようとする仕様や条件等について、受託候補者と協議を行い、決定する。

(2) 契約方法：随意契約

(3) 契約保証金：免除

(4) 支払時期：委託料の支払時期は、4月及び10月とする

(5) その他

- ①受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者から順に繰り上げて特定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行う。
- ②当該業務委託契約を進めるにあたり、選定された企画提案書等の内容を変更する必要が生じた場合には、その内容に限定されることなく、市と協議ののち、市が認める範囲において変更することができるものとする。

7 公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により公募を実施することができないと認めるときは、公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、応募事業者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負わない。

8 決定の取消し

次に掲げる事由が生じた場合は、参加資格又は受託候補者の決定を取り消すものとする

る。

- (1) 企画提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 「３参加資格」を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、選定委員会委員又は関係者に公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (4) 「６業務委託契約」の協議が不調になった場合
- (5) 「６業務委託契約」の協議後の見積額が、「２業務委託の概要」の（５）提案上限額を超える場合

9 その他留意事項

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書の著作権は、当該企画提案者に帰属する。ただし、市は選定結果の公表等に必要な場合には、企画提案書の内容を使用できるものとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出、審査（プレゼンテーション）、運営準備等、運営開始までに必要となる経費については、企画提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに「様式８号」により市へ報告すること。なお、参加の辞退をした事業者に対する不利益はない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書が次の条件に該当する場合には、審査対象から除外する。
 - ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない参加表明書及び企画提案書
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない企画提案書
 - ・ 虚偽の内容と認められる記載がされている企画提案書
 - ・ その他、不適切と判断された場合
- (6) 審査結果の経緯及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じないものとする。
- (7) 本企画提案に係る提出物は、本事業の審査及び結果の公表以外では一切使用しない。
- (8) 市が受理した書類は、原則として益田市行政情報公開条例（平成１１年益田市条例第１号）に基づく開示請求の対象となる。

10 問合わせ先及び提出先

益田市福祉環境部子ども福祉課

〒698-0024 島根県益田市駅前町17番１号（駅前EAGAビル1階）

TEL：0856-31-1380 /FAX：0856-22-8833

E-mail：kosodate@city.masuda.lg.jp

別表「選定基準」

企画提案書等の内容について評価及びヒアリングを行い、次のとおり点数化を行う。

評価項目	評価内容	配点	得点
基本事項	・事業を安定且つ継続的に実施できる程度の経歴を有しているか ・事業の目的・趣旨を十分に理解しているか ・提案内容が公募要領・仕様書に適合しているか	5×3 (15)	
運営管理体制	・保育及び看護の方針が利用児童や保護者にとって適切な対応や配慮がされているか ・医療機関との連携体制についての計画は適切か ・事業を確実に運営できる人員配置計画となっているか（職員の急な体調不良等の対応） ・職員の育成について工夫がされているか ・利用児童の健康状態に応じた給食及びおやつの提供について工夫がされているか ・病児予約システム等を導入し、利用促進のための工夫がされているか ・看護・保育の専門職（看護師、保育士等）の配置が適切で、必要な資格・経験を有しているか ・苦情や問い合わせに対する対応体制が整っているか ・不適切な保育の未然防止や事案に応じた適切な対応を図る体制が整っているか	5×9 (45)	
危機管理体制	・災害（地震・火災等）発生時の避難計画・マニュアルが整備されているか ・感染症や急変時の対応体制（緊急時連絡網、医療機関との連携体制）が明確であるか ・保護者への情報提供・周知手段が確保されているか	5×3 (15)	
衛生管理体制	・清掃・衛生管理のマニュアルやルールが整備されているか ・職員の健康管理や衛生教育が徹底されているか	5×2 (10)	
個人情報保護	・個人情報保護法に基づいた取り扱いルールが明確であるか ・保育記録や医療情報等の管理体制（保存・閲覧制限・廃棄ルール）が整備されているか	5×2 (10)	
見積金額	・提示された金額が妥当であるか ・見積内訳の根拠が明確で、透明性があるか	5×2 (10)	
計		105	

評価	評点
大変優れている	5
優れている	4
普通	3
劣っている	2
大変劣っている	1